

大牟田市老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市内において使用されず、適正に管理されていない老朽危険家屋等を除却する工事を行う場合に、その経費の一部を補助する（以下、「老朽危険家屋等除却促進事業」という。）ことにより、市民の安心・安全の確保と住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 老朽危険家屋等

周辺の住環境等を悪化させ放置されている木造若しくは軽量鉄骨造の建築物であって、延べ面積の1/2以上を居住の用に供する建築物又はその部分（同一敷地にある別棟の附属家を除く。）

二 敷地

一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

三 申請者

老朽危険家屋等の所有者、相続関係者、除却の権原を有する者及びこれらの者から委任を受けた者で老朽危険家屋等除却促進事業の補助金の交付を受けて除却を行おうとする者をいう。

四 対象費用

老朽危険家屋等の除却及び処分に要する費用をいう。

五 用途上不可分の関係

同一敷地内に存する、居住の用に供する建築物と附属家の関係をいう。

六 附属家

用途上不可分の関係にある車庫又は物置等をいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、申請者に対し、予算の範囲内において、補助することができる。ただし、老朽危険家屋等除却促進事業の対象となる老朽危険家屋等は、次の各号に掲げる要件を満たしたものの又は市長が特段の事情があると認めて対象とした建築物でなければならない。

一 別表に掲げる住宅の不良度判定基準による各評点の合計が100点以上のもの（判定にあたっては倒壊した部分を含む。）

二 除却部分のうち居住の用に供するもの

三 所有権以外の権利が設定されていない建築物（権利を有する者からの承諾を得たものを除く。）

四 国、地方公共団体、独立行政法人又はその他の法人が所有権等を有していない建築物

五 本要綱以外の除却及び移転に関わる助成金または補償等の交付を受けていない又は受ける予定のない建築物

2 前項の補助は、同一敷地において1回限りとし、敷地内に前項に該当する建築物又はその部分が複数存在する場合は、その全てを除却するものとする。ただし、市長が特段の事情があ

ると認めた場合を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には補助の対象としない。

- 一 補助を受ける目的で故意に破損させたと市長が認めた場合
- 二 対象となる建築物が、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項に基づく「勧告」を受けた場合
- 三 老朽危険家屋等の所有者又は申請者が、暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))の構成員(同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))
- 四 老朽危険家屋等の所有者又は申請者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額以内とし、600,000円を限度とする。補助金の額及び算出方法は、市長が別に定めるものとする。

2 前条第2項ただし書きにより過去にこの要綱に基づく補助金を受けている場合は、600,000円から既に交付した額を差し引いた金額を限度とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請等)

第5条 申請者は、老朽危険家屋等除却促進事業により行う老朽危険家屋等の除却工事(以下「除却工事」という。)に着手する前に次に掲げる書類のうち必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 補助金交付申請書(様式第1号)
- 二 老朽危険家屋等の解体工事見積書(写し)
- 三 建物求積図
- 四 暴力団排除条項に基づく誓約書兼照会承諾書(別紙1)
- 五 評価証明書(未登記の場合、併用住宅等)
併用住宅の場合は各階平面図(部屋名入り)
- 六 建物所有者と申請人の関係が分かる書類(戸籍謄本等)
- 七 誓約書(別紙2)(相続人が複数いる場合、申請者と建物所有者が異なる場合等)
- 八 委任状(別紙3)(申請者が委任を受けた場合)
- 九 その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その審査をし、適当と認めたものについて補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請内容の変更)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、除却工事の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類のうち必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、施工業者の変更がなく、市長が補助金交付額に変更がないことを確認した場合は、この限りでない。

- 一 補助金交付変更申請書(様式第3号)

二 老朽危険家屋等の解体工事見積書（写し）

三 その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その審査をし、適当と認めたものについて補助金の交付の変更決定をし、補助金交付変更決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第 7 条 除却工事の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第 8 条 申請者は、補助金交付決定後において、除却工事を中止又は廃止をしようとする場合は、補助金交付申請取下書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による取下げ書を受理したときは、第 5 条第 2 項の規定による交付決定を取消すものとする。

（事業の完了報告）

第 9 条 申請者は、除却工事が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

一 完了報告書（様式第 6 号）

二 請求書又は領収書の写し（除却工事を請負った者が発行したもの）

三 工事写真（施工前及び施工後（施工前と同一方向から撮影したものを各 3 枚以上））

四 その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第 11 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取消することができる。

一 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき

二 第 3 条第 3 項各号のいずれかに該当することが判明したとき

三 前二号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき

2 市長は、前項に該当すると認めたときは、補助金交付取消通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者で、前条の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(申請書等の様式)

第13条 この要綱の規定により市長に提出する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

住宅の不良度判定基準

評定区分		評定項目	評定内容		評点	最高 評点
1	構造 一般の 程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が 玉石であるもの	10		45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎が ないもの	20		
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の 腐朽又 は破損 の程度	③基礎、 土台、 柱又は 梁	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等小 修理を要するもの	25		100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破 損しているもの、土台又は柱の数ヶ所 に腐朽又は破損があるもの等大修理を 要するもの	50		
			ハ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽破損又 は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破 損により、下地の露出しているもの	15		
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破 損により、著しく下地の露出している もの又は壁体を貫通する穴を生じてい るもの	25		
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれ があり、雨もりのあるもの	15		
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるも の、軒の裏板、たる木等が腐朽したも の又は軒のたれ下ったもの	25		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上 又は避 難上の 構造の 程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10		30
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が 3以上あるもの	20		
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
4	排水 設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10		10

備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評点内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。